

J. POSH 温泉ウエルカムネットワーク 規 約

NPO 法人 J. POSH 日本乳がんピンクリボン運動（以下甲という）が運営する下記第 1 条で定める J. POSH 温泉ウエルカムネットワーク（以下「温泉ネットワーク」という）へ J. POSH 温泉パートナー（以下「温泉パートナー」）として登録を希望する申込者（以下「乙」という）は、以下の各条項に従うこととする。

第 1 条（目的）

1. 温泉ネットワークは、甲が推進する乳がん啓発運動の一環として乳がん患者さんやその家族などが一般の方と同様に大浴場で入浴できる環境をつくることを積極的に推進することを目的とし、これを歓迎する全国の温泉旅館のネットワークを意味する。
2. 温泉ネットワークは、「観光立国推進本部 観光連携コンソーシアムとりまとめ」(http://www.mlit.go.jp/kankocho/iinkai/suishinhonbu/renkei_consortium.html)に記載されており、この内容を可及的速やかに広めることを目的とする。
3. 温泉ネットワークは、会員制であり、甲が運営事務局となり、会員登録された旅館の情報の提供を甲のホームページでの掲示などを含むサービス（以下「サービス」という）で行うものとする。

第 2 条（施設基準）

温泉旅館の施設基準は、宿泊施設をもつ温泉地に所在する施設とする。

第 3 条（登録の申込）

乙は、温泉ネットワークの趣旨、活動方針を十分に理解し、本規約を承諾の上、甲が定める申込み手続きを行い、甲が登録を承認した場合に温泉パートナーの登録がされるものとする。

第 4 条（登録の承認）

1. 甲は、登録申込書の内容を審査し、会員資格を付与するか否かを決定するものとする。
2. 甲は、第 1 項の審査の結果、甲が定める会員資格を付与するための要件を満たさないと判断した場合、会員資格の付与を承認しないものとする。
3. 乙は、甲に対して、前項の不承認について、何らの請求も異議申し立てもすることができないものとする。

第 5 条（認定証の交付）

会員登録が承認された場合は、甲は乙に対してパートナー登録の認定証書の交付を行う。

第6条（啓発物の提供）

甲は、会員登録された旅館内で温泉ネットワークの趣旨を啓発するポスター、パンフレットなどの提供を行う。

第7条（報告の義務）

乙は、登録申込の際に甲に届け出た事項（登録申込書、会社情報など）に変更のあった場合は、甲に対し遅滞なく届け出るものとする。

第8条（権利の譲渡）

乙は、本温泉ネットワークに登録する権利を譲渡することはできないものとする。

第9条（内容の表示）

1. 乙は、自施設ホームページ上にある温泉パートナーの詳細情報を第1条3の甲の温泉ネットワークのホームページ上で公開した施設情報とリンクすることにより提供することができる。
2. 乙は、詳細情報の提供にあたり、次の事項を遵守することとする。
 - (1) 法令の定め
 - (2) 著作権、肖像権等第三者の権利を侵害する表示をしないこと

第10条（登録期間）

1. 本契約は、甲が定める手続きを経たうえで、第4条1に基づき甲が乙に会員資格を付与する旨を決定した日を登録日とする。
2. 登録期間は、4月1日より翌年3月31日までとし毎年3月31日を期末とする。但し、入会初年度は、同年度の期末までとする。
3. 登録終了日の1ヶ月前までに、当事者の一方から書面による解約の申し入れがない限り、本登録は1年間延長されるものとし、以後も自動更新とする。

第11条（登録料および年会費）

1. 乙は、甲の定める登録料を、甲が定める方法により甲に対し支払うものとする。
2. 前項の登録料については、一括払いとし、甲が指定する日に支払うものとする。
3. 乙は、甲の定める年会費を、甲が定める方法により甲に対し支払うものとする。
4. 前項の年会費のうち初年度の年会費のみについては、年会費を12ヶ月で割った1ヶ月分に相当する額に登録月を含む登録月より期末までの月数を掛けた額を甲に対し支払うものとする。
5. 初年度以降の年会費については、1年間ごとに、当該更新日10日前までに次年度の1年間分を前払いすることとする。

甲は1年間の途中で退会した場合でも当該の年会費の返還をしないものとする。送金にかかる送金手数料は乙の負担とする。

6. 登録料および年会費の変更がある場合は、10日以上の猶予期間において甲は乙に対し事前に通知を行い、通知に示した変更時までに乙が何らの異義を述べず継続した場合、乙が新しい登録料および年会費を承諾したものとする。

第12条（退会）

乙の退会については乙の自由意志とし、この際その旨を文書にて甲に提出するものとする。甲は乙の退会の書面の受理後、乙の本登録を解除ならびに削除できるものとし、乙についてのサービスを停止する。乙は退会后より自らが公開しているホームページ、カタログなどの印刷物での温泉パートナーとしての表記および掲載を速やかに削除することとする。また、その後も温泉パートナーとして誤解される表現および行為は出来ないものとする。

第13条（サービスの停止）

甲は、温泉ネットワークのサービスでの会員施設紹介を安定かつ継続的運営に努めるが、天災や停電等の不可抗力又は、保守作業により、サービスを一定期間停止させる場合があることを乙は予め承諾し、サービス停止による登録料の返還、損害の補償等を甲に請求しないものとする。

第14条（秘密保持）

甲および乙は、温泉ネットワークを通じて知り得た相手方の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、または、本規約の目的以外の目的で自己使用してはならない。

第15条（禁止事項）

乙は、次の行為を行ってはならないものとする。

1. 温泉ネットワークの情報を改ざんする行為
2. 甲および他の会員の業務を妨害する行為
3. 甲および他の会員を中傷する行為
4. 温泉ネットワークの情報および温泉ネットワークを通じて得た情報を甲の許可なく利用する行為
5. 第9条2項に違反する行為
6. その他、法律に反するすべての行為

第16条（損害賠償）

乙が第14条および第15条に違反したことにより甲が被った損害の一切を乙が賠償する責任を負うものとする。

第17条（免責）

甲は乙が登録に関して被った損害(その原因の如何を問わない)について、その損害を賠償する責を負わないものとする。

第 18 条（登録の解除ならびに削除）

1. 甲は、乙が第 14 条および第 15 条に違反する行為があると判断した場合、または乙の信用低下の事実が判明した場合、そのいずれかの可能性がある場合、何らかの催告なしに乙の本登録を解除するとともに、ただちに削除できるものとする。
2. 甲は、乙が下記のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに乙の登録を解除するとともに、ただちに削除できるものとする。
 - (1) 乙が本契約の条項に違反した時
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けた時
 - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生した時
 - (4) 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申し立てがされた時
 - (5) 前 4 号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じた時
 - (6) 解散又は営業停止となった時
 - (7) 販売方法、取扱商品について行政当局による注意又は勧告を受けた時
 - (8) 乙が甲のコンピューターに保存されているデータを甲に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、又はその恐れがあると甲が判断した時
3. 甲は、前項各号にかかわらず本登録の継続が困難と認めた時は、乙に対し書面による勧告の上、本登録を解除ならびに削除することができるものとする。

第 19 条（規約の変更）

本約款の変更については、甲が 10 日以上猶予期間において乙に変更内容を通知した場合に、変更後も乙が登録を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとする。

第 20 条（信義則）

甲乙は、本規約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、本規約に定めなき事項および本規約の各条項の解釈に疑義が生じた時には、法令や条理を鑑み、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

第 21 条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争が生じた場合には、大阪の地方裁判所をもって第一の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条（施行細則）

本規約の施行についての必要な事項は、甲の理事会の議決を経て別に定める。

付則

1. この規約は、2011 年 4 月 1 日から施行する。